別表：低未利用土地等確認書交付のための提出書類及び確認事項等一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類等 | 確認事項等 |
| 低未利用土地等であることの確認 | １　別記様式①－１２　売買契約書の写し３　以下のいずれかの書類（※１）　①木更津市が運営する空き地・空き家バンクへの登録が確認できる書類　②宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告　③電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類（※２）　④その他要件を満たすことが容易に認めることができる書類 | ・申請のあった土地等が都市計画区域内であることを確認する。・以下のいずれかの方法により、低未利用土地等であることを確認する。①空き地・空き家バンクの登録の際に、更地、空き家又は空き店舗であることを、市担当者又は市と連携する宅地建物取引業者が確認していること。登録の際に確認を行っていない場合は、市の担当者又は市と連携する宅地建物取引業者が現地調査により確認すること。②宅地建物取引業者が、現況更地、空き家又は空き店舗の広告を出していること。③電気・水道・ガスの使用中止日が売買契約よりも１か月以上前であること。④①～③を確認する書類が提出できない場合は以下のとおりとする。　・別記様式①－２により宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨を確認する。　・２方向以上からの写真と併せて現地調査やヒアリングを行うことにより、低未利用土地等であることを確認する。 |
| 譲渡後の利用についての確認 | １　別記様式②－１（宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合）、別記様式②－２（宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合）（※３） | ・提出された別記様式について、必要事項が全て記入されていることを確認する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| その他の要件の確認等 | １　申請のあった土地等に係る登記事項証明　　書 | ・売買契約のあった年の１月１日において、申請のあった土地等の所有期間が５年を超えることを確認する。・以下の事項について、登記事項証明書をもって低未利用土地等確認書に記載する。①申請のあった土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無。②①が「有」の場合、当該分筆された土地等につき低未利用土地等確認書を今回の申請者に交付した実績の有無。 |
| 申請のあった低未利用土地等が租税特別措置法第35条の3第2項第2号イ又はロに掲げる区域内か否かについての確認をし、別記様式①－１にチェックをつける。 |
| その他の添付図書 | １　土地の位置を明らかにした図面２　土地の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書３　委任状 | １　縮尺２千５百分の１程度のもの２　３ヶ月以内のもの３　代理人が申請者に代わって申請を行う場合 |

（※１）申請のあった土地等が農地の場合は、農地法（昭和２７年法第２２９号）第３０条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第３２条第１項各号のいずれかに該当すること（現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き工作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が、周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること）が確認されていることによっても、確認可能とする。

（※２）支払い明細書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細（最終の料金引き落とし日が分かるもの）等

（※３）別記様式②－１及び②－２を提出できない場合に限り、別記様式③（宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合）によっても確認可能とする。